

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 5 日現在

機関番号：13901

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06546

研究課題名(和文) 契約法における任意法規論の現代的展開とその解釈論的応用

研究課題名(英文) A Theoretical Analysis of Default Rules in Modern Contract Law

研究代表者

松田 貴文 (MATSUDA, Takafumi)

名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号：00761488

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、契約法において広く用いられている任意法規という規制手法の基礎理論的考察を行うものである。特に、社会的厚生という規範的観点に立脚して任意法規の機能分析を行った。任意法規は(1)契約締結・遂行における取引費用の削減、(2)当事者間の対称情報の実現、(3)意思決定の合理的な方向づけ、という観点から社会的厚生の増大を実現するものである。そして、このような観点からは、任意法規は一方で当事者の仮定的意思を契約に補充することによって当事者自身による契約締結を促進し、他方で、一定の場合には当事者の意思決定の指針たるべき場合があるというアンビバレントな結論を、統一的に正当化可能であることを示した。

研究成果の概要(英文)：This research explores fundamental theoretical analysis of default rules in contract law. A key aspect of this research is functional analysis of default rules. Default rules have functions to reduce transaction costs, to solve the problem of asymmetric information and to help parties make rational decisions. From this point of view, default rules should fill gaps of contracts based on hypothetical bargains and lead party's decision making in some cases. This might sound ambivalent, but analysis of this research suggests that both are justified from a perspective, social welfare.

研究分野：法学

キーワード：契約 任意法規 取引費用 情報の非対称性 行動経済学

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来我が国の契約法学において、契約法を構成する基本原理に関する議論は、自律と正義を軸として行われてきた。経済活動の多様化・複雑化に伴い契約法の役割が問い直される中、自律を基本原理とする立場からは締結過程規制が重視され、正義を基本原理とする立場からは内容規制が重視されてきた。また、より最近においては、従来内容規制の役割を担ってきた規定に対して自律保護機能を与えたり、自律と正義の相補関係において契約法の基本原理を捉えたりする立場が現れていた。

(2) 他方で、英米法学においては、特に20世紀後半以降、経済学の分析ツールを用いて法の機能を分析する「法の経済分析」という学問領域が形成されており、理論的側面と実務的側面の双方において、法律学に対して極めて重大な影響を及ぼしてきていた。我が国の契約法学もこうした動向に対して無反応であったわけではなかったが、共通言語の欠如ないし基本的価値判断に対する拒否反応から、本格的に法の経済分析を契約法学に取り込もうとする研究は必ずしも十分とは言えない状況であった。

(3) こうした状況は、我が国の母法であるドイツ法においても同様であった。ドイツ法においては特に、契約法を規定する価値としての自律や正義は、契約法の誕生とともにその中に息づいて蓄積されてきたものであり、契約法と歴史をとると言っても過言ではない。こうした背景からすれば、ドイツ法が法の経済分析に対して距離を保ってきたことは、ある意味当然のことであった。しかし、近時においては、法統一の動きの活発化という外的事情の影響もあり、ドイツ法学は法の経済分析に対して本格的に取り組む態度をとるに至っている。その結果として、ドイツ法学は、法と経済分析の基盤を形成している社会的厚生という価値が、これまで母法の基盤を形成する基本的価値と考えられてきた自律と正義とどのような関係にあるのかという問題に対して、正面から対峙することとなっている。

(4) ドイツ法学が置かれているこの状況は、同じく自律と正義を軸として民法の基本原理を語ってきた我が国の契約法学にも妥当するものである。こうした状況から、我が国の契約法学が、社会的厚生という価値を基盤とする法の経済分析に対してどのような態度決定を行い、その成果をどこまで取り入れるのかに関する基礎的な理論の検討が、喫緊の課題とされる状況であった。

2. 研究の目的

本研究は、社会的厚生という価値が、自律と正義という価値に対してどのような関係に立ち、いかなる意味で契約法の基本原理たりうるのかという問題意識を背景として、契

約法の最も重要な特徴を備えた「任意法規」という規範構造の検討を行い、解釈論の基盤を提供することを目的とする。そのためのより具体的な目的は以下の二点である。

(1) 任意法規の構造の明示的な言語化。従来の契約法学においては、任意法規の内容的基準やその機能について、契約法の基本原理との関係が必ずしも構造的に明らかでないところ、この基本原理と任意法規理解との関係を明示的に示す。この作業があつて初めて、具体的解釈論上の主張がいかなる基本原理に基づいているのかを明らかにすることができる。

(2) 社会的厚生に基づく任意法規理論の検討。法の経済分析に基づくデフォルト・ルール論の全体像を示し、我が国の契約法学に対して与えるインパクトについて考察する。

3. 研究の方法

ドイツ法学及び英米法における法の経済分析に関する文献を基礎として、現在の任意法規理論(デフォルト・ルール論)の到達点を明らかにし、我が国の契約法学との接合を図る。そのためには、我が国の従来の任意法規論の分析、ドイツ法学における任意法規論の歴史的展開及び現代の議論の展開の検討、法の経済分析によるデフォルト・ルール論の理論構造の検討が必要であり、特に法の経済分析によるデフォルト・ルール論は、伝統的なミクロ経済学のみでなく、心理学と結合して新たな学問領域を形成している行動経済学をも取り込む形で展開されており、これに関する検討も不可欠である。

4. 研究成果

(1) 本研究は、我が国の契約法学における解釈論的基礎の考察を行ったものである。契約法に属する規定の多くは任意法規という性質決定がなされるものである。そうであるとすれば、契約法に属する規定の内容を特定する作業としての解釈を行うには、任意法規がいかなる内容を基準とするべきかが前提問題となる。しかし、従来の議論においては、こうした問題が必ずしも明示的に議論されてこなかった。わずかに、約款理論に関する我が国の代表的著作において、任意法規の内容的基準の問題性が指摘されていたにとどまる。他方で、契約法の規定が契約類型ごとに規定されている点に着目し、典型契約規定としての性質を検討する研究が、近時展開されている。しかし、こうした理論がいかなる基底の価値に論理的に依拠しているのか、また伝統的な価値原理である私的自治といかなる関係にあるのかなど、解明が待たれる問題は少なくない。そこで、本研究においては、従来の解釈論の前提にあつた任意法規理論を、主観的な正当性付与原理である自律と、客観的な正当性付与原理である秩序(正義)

という観点から構造化し、比較可能な形で分析した。その上で、法の経済分析において構築されているところの、社会的厚生という新たな基底の価値に基づく任意法規理論（デフォルト・ルール理論）を提示し、伝統的任意法規理論との関係を検討した。

（２）まず、我が国の任意法規理論に決定的に重要な影響を与えているドイツ法の任意法規理論の検討を通じて、自律基底の任意法規理論と客観秩序基底の任意法規理論の構造を明らかにした。ここで言うところの「構造」とは、以下の４つの視点からなる。任意法規の存在意義、任意法規の内容的基準、任意性の根拠、任意法規の機能、である。検討の結果として、それぞれの理論について以下のような構造が抽出された。

自律基底の理論は、18世紀ドイツ法学において、自由主義的思想を背景として形成されたものである。そこでは、任意法規は契約当事者の自律的な契約形成を支援するためのものとして考えられている（任意法規の意義）。そして、当事者の自律を支援するために、任意法規は、当事者が合意をすることができなかった事項について、当該事項について当事者が合意していたであろう内容、すなわち仮定的当事者意思を補充するべきであるとされる（任意法規の内容）。任意法規が当事者の自律を支援するために、当事者自身が合意していなかった事項について仮定的意思を補充するものであるとすれば、契約法規が当事者の合意によって排除されるという性質を有することは、必然的な帰結であり、これが、契約法規が任意法規として特徴付けられる根拠となる（任意性の根拠）。契約法規の任意性を説明するこうした理論は、サヴィニーによって変更理論として主張されていたところである。そして、このような立場からは、任意法規は契約の欠缺を補充するものに過ぎず、当事者の合意が存在する場合にその内容を規制するという役割は有しないこととなる（任意法規の機能）。

他方で、客観秩序基底の理論は、当初はサヴィニーの変更理論を批判する形で、ビューローによって主張された。それによれば、「法」と呼ばれるものが当事者の意思によって恣意的に変更されるとすることは、正しい秩序を定める法理解としては自己矛盾に陥る。法は正しい行為を規定するものである以上、その名宛人である当事者が自由に変更することはできない。このような立場は、任意法規は正しい秩序を実現することを目的とするという理解を前提としている（任意法規の意義）。そのためには、任意法規は正しい利益調整の結果を定めたものでなければならない（任意法規の内容）。そうであるとすれば、なぜ「任意」法規として特徴付けられるのが問題となるが、これに対しては、法規の一般的性質が持ち出される。すなわち、法は立法者があらかじめ一般的な形で利益調整を行ったものであり、具体的事案に即した利益

調整が実現されない場合があるため、当事者は具体的事案に即した妥当な利益調整を委ねられているというのである（任意性の根拠）。すなわち、当事者は具体的事案に即した妥当な利益調整を行う限りで法規と異なる契約内容を実現することができるのであって、法規に含まれる正義の本質と乖離する形で合意をすることはできない。このような形で、任意法規は補充のみではなく契約の内容調整機能をも果たすこととなる（任意法規の機能）。こうした理解が、現在のドイツ民法や、我が国の消費者契約法10条などの基礎にあるとされる、任意法規の指導形象機能に理論的基礎を与えてきた。

（３）ところで、我が国においては、任意法規は当事者の仮定的意思を定めたものであるというのが伝統的理解である。こうした理解は、20世紀中頃までの典型契約の衰退と呼ばれる潮流の基礎をなしており、現在でも教科書類ではこうした説明がなされている。他方で、20世紀後半以降の約款規制論や新種の契約類型の性質決定論などの文脈においては、任意法規の内容調整機能が主張されてきた。また、契約の類型性が注目されるようになり、当事者に類型選択の自由は制約されうるとの主張もなされている。こうした我が国の現状を見ると、本研究の分析からは、自律基底の理論と客観秩序基底の理論が交錯した状態であると把握することができる。すなわち、内容的基準の点においては自律基底の理論を基礎としており、任意法規の機能の点においては客観秩序基底の理論が基礎となっている。そして、こうした状態こそが、我が国の契約法学の基礎理論の再検討を要請するものであると言えることが明らかとなる。

（４）そこで、本研究では、契約法学の新たな基礎理論を提供しうるものとして、厚生基底の任意法規理論を検討した。これは法の経済分析において展開されている任意法規理論であり、この立場によれば、任意法規の意義は取引費用の削減、対称情報の実現、当事者の意思決定の方向付け、の三点にある。

取引費用を削減するための任意法規は、マジョリティアン・デフォルト・ルールと呼ばれる。取引費用が存在すれば、当事者は契約を締結することが困難になるか、あるいは契約を締結することができなくなり、社会的厚生が阻害される。しかし、任意法規が当事者にとって効率的な、当事者が合意するであろう内容を補充することとしておくことによって、こうした厚生阻害要因の影響は緩和される。また、こうした任意法規理解からは、補充的契約解釈に対しても新たな視点が提供される。補充的契約解釈は、具体的事情に即して裁判官が当事者にとって効率的な内容を補充するものとするれば、同じく取引費用を削減することによって社会的厚生の増大に資する仕組みとして理解することができる。

る。こうした観点から、任意法規の内容的基準は多数当事者の仮定的意思となることが示された。

対称情報を実現するための任意法規は、ペナルティー・デフォルト・ルールと呼ばれる。契約当事者が相手方に関する情報を有していなければ、当事者にとって効率的な契約を実現することができない。そこで、任意法規の内容を、情報を有している当事者で、かつその当事者に情報伝達をさせれば情報伝達に要する総コストが最小になるようなタイプの当事者にとって不利益な形で規定することにより、当事者に対して情報伝達のインセンティブが効率的に与えられる。本研究では、ハドレー・ルールのモデル分析を行う文献の検討を通じて、ペナルティー・デフォルト・ルールの分析を行った。この理論からも、多数当事者の仮定的意思が任意法規の内容的基準となりうるが、それは一定の仮定の下での一応の判断基準であることを示し(この点は、マジョリティアン・ルールにおいても同様である。) 正当化根拠の基準と内容的正当性の判断基準との区別の必要性を指摘した。

上記の二つにおいては、伝統的ミクロ経済学と同様、当事者は合理的に意思決定をすることができることを前提とした分析がなされている。しかし、近時においては、心理学の知見を取り込むことによってより現実に近い意思決定モデルの構築がなされており、行動経済学と呼ばれる学問領域が形成されている。特に、現状維持バイアスという知見は、任意法規理論にも影響を及ぼしている。すなわち、任意法規は契約当事者にとって現状として把握され、その結果、任意法規にバイアスのかかった形で意思決定がなされる。そうである以上、任意法規は、多数当事者が合理的な意思決定をなしうるような形で定められる必要がある。こうした観点から、任意法規の内容は、多数当事者にとって効率的な内容を定めるべきであることとなる。また、本研究においては、この考え方は任意法規の内容調整機能を理論的に支持する形で働きうることを指摘した。

(5) 本研究では、法の経済分析による任意法規理論を、自律や秩序とは異なる社会的厚生という価値を基底に据えるものとして、厚生基底的理論として位置付けた。その上で、厚生基底的理論は、任意法規の内容としては当事者の仮定的意思という基準を導出し、かつ任意法規に内容調整機能を認める余地を持つものであることを示した。すなわち、本研究によれば、厚生基底的理論は、従来我が国における理論的交錯を統一的視点から正当化する理論であり、契約法学における新たな基礎理論としての可能性をもつものと言える。

(6) また、本研究の成果のひとつとして、基底にある価値の違いによって任意性の根拠が異なることが明らかとなった。このこと

から、法規の任意性が否定されるべき場面についての考察が可能となった。この問題は、契約の内容規制の問題であり、現代契約法における重要課題のひとつである。このテーマについては、さらなる研究が必要であると考えている。

(7) さらに、法形式の問題に対してもアプローチすることが可能となった。法規が一般的な形で規定されていることは、特に法規の任意性と密接に関連している。いかなる場合に一般的な形で規定することが望ましいのか、そうした規定はどのような形で解釈されるべきなのか、といった問題は、現代民法学において解決が待たれる問題である。本研究により、こうした問題に対して新たなアプローチへの道標が示されたものと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

松田貴文、「任意法規の基礎理論的検討-自律・秩序・厚生観点から」、私法 79 巻、2017 年、査読有、158-165 頁

〔学会発表〕(計 1 件)

松田貴文、任意法規の基礎理論的検討-自律・秩序・厚生観点から、日本私法学会、2016 年 10 月 8 日、東京大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松田 貴文 (MATSUDA, Takafumi)
名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号：00761488

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()